

基本方針（市全域）と景観形成基準との関連

追加資料

以下の表内の着色の項目が「良好な景観の形成のための行為の制限」に関係する基本方針である。

分野	目標	
	要素	基本方針(市全域)
自然	目標１：水と緑を軸として自然とふれあえる景色づくり	
	水と緑のネットワーク	水と緑のネットワークを形成し、市民にゆとりと潤いを与える水辺空間や自然環境の創出、生物多様性※の保全を図ります。
	海・河川・湖	水質浄化やごみ対策などにより、海、河川、湖沼や水路の水辺環境の改善に努めます。
	樹林・緑地	地域の特徴的な自然資源である斜面林や緑地の保全・活用を図ります。
	農地	市民にやすらぎを与える緑の景色として、市街地周辺の一団の農地の保全を推進します。
	眺望	広域的な視点場※からの眺望を保全するために必要な制限や誘導を図ります。
歴史	目標２：先人からの伝統や歴史的資源を守り活かす景色づくり	
	歴史的資源	市内に点在する寺社、常夜燈、石碑など歴史的な趣を際立たせる地域資源を活用した景色づくりを推進します。
		忘れつつある地域の歴史的シンボル等をまちの財産として新たに発掘し、市民共有の景色資源として保全・活用を図ります。
	歴史的まちなみ	寺社や路地のある古いまちなみについて、歴史や文化を保全・活用する仕組みやルールづくりを検討します。
	歴史的建造物	地域のシンボルとして親しまれている建造物や樹木の中で、景色づくりにおいて重要となるものを景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、保全、活用を図ります。
	祭り	祭りや伝統的行事を通じて、歴史的・文化的な景色の継承に努めます。
暮らし	目標３：安心・安全で豊かな暮らしを育む景色づくり	
	まちなみ	市民がやすらぎを感じ、地域への親しみと愛着を持って暮らせるまちなみの保全・創出を図ります。
	全体	子どもやお年寄り等、誰もが分かりやすく使いやすい、ユニバーサルデザイン※に配慮した景色づくりを推進します。
	路地	路地は、防災・防犯などの安全性や利便性を確保しながら、空間としての魅力を維持できるよう、地域の要望を踏まえ保全・活用を検討します。
	公園・緑地	公園・緑地は、レクリエーション機能や防災機能の強化を念頭に置き、協働手法を用い、歴史、自然などの地域性に配慮した景色の創出に努めます。
	公共施設	行政サービス施設や文化施設などの公共施設のデザインは、景色づくりの先導役となるように、周辺の景色との調和を図ります。
産業	目標４：交流とにぎわいを創出する景色づくり	
	駅	碧南中央駅などの駅周辺は、市の顔としてふさわしい魅力的な都市の景色づくりを推進します。
	商業	商業機能は駅を中心に集積を図りながら、緑化の推進や沿道のにぎわいの連続性を意識したまちなみの形成を図ります。
	道路	幹線道路は優先順位を考慮し電線類の地中化を図ります。
		街路樹や沿道の緑化による緑豊かな都市空間の創出を図り、地域や路線ごとに樹種の選定や剪定などの管理のあり方を検討します。
	工業	臨海工業地帯は、市街地や対岸から海への眺望に配慮した誘導を図るとともに、緑化により緑豊かな景色の創出を促進します。
	地場産業	地場産業が立地している地域は、働く場と周辺の生活の景色との調和に努めます。
	屋外広告物	屋外広告物はデザインや質、適正な規模など、地域特性に応じた制限や誘導を推進します。
協働	目標５：協働により成長し続ける景色づくり	
	責務	市民、事業者、行政が景色づくりへの関わりをともに理解し合い、協働による景色づくりを推進します。
	合意形成の場づくり	景色の保全・活用・創出のために、市民、事業者との合意形成を図る手段や方法などを継続的に検討します。また、景色づくりの意識が高まった地域では景色像を共有しながら、良好な景色づくりに向けた制限や誘導、事業などを継続的に推進します。
	ルールの仕組みづくり	景色づくりへの意識の醸成を図りながら、緩やかな誘導から規制へと段階的に移行できる仕組みづくりを検討します。
	支援の仕組みづくり	市民・事業者の発意に基づく、身近な景色づくりの取組を支援する仕組みづくりを検討します。
	景観計画の見直し	社会情勢などにより変化する景色や市民意識の高まりに対応するために、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。